**加点項目の申告書**

以下は審査の加点に関する項目です。

該当する項目に☑をするとともに、必要事項を記入してください。

企業名：

|  |
| --- |
| □　該当なし  □　直近１年以内又は本補助金公募期間内に、以下２拠点どちらかの相談機関を活用している。（但し、本補助金の内容についての問合せは該当しません。）  　　・相談支援時期：令和　　年　　月頃  ・相談機関  □　広島県中小企業知財支援センター  相談機関：（公財）ひろしま産業振興機構  □　ＩＮＰＩＴ広島県知財総合支援　窓口  相談機関：（一社）広島県発明協会  □　経済産業省から「地域未来牽引企業」に選定されている。  □　直近１年以内又は本補助金公募期間以内に、「中小企業成長プラン策定支援事業」の評価書発行を受けている。もしくは、当該評価制度の申込を行っている。  □　賃上げを実施する。  　　　※交付申請日以降の申請者の事業年度又は１年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、その前年度又は前年の給与総額と比較して１.５％以上増加したかにより賃上げの判断をします。  　　　※本申告書に加えて、「賃金引上げ計画の誓約書」「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出ください。  □　ワーク・ライフ・バランスを推進する企業である。  以下のうち、該当するものの認定証等（写し）を提出ください。  □①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）  □②女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100 人以下の事業主に限る。  □③次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）  □④次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。  □⑤青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定） |